

会 議 錄

会議の名称	令和7年度 第3回 飯塚市高齢社会対策推進協議会
開催日時	令和7年11月26日 14:00~14:55
開催場所	飯塚市役所 本庁1階多目的ホール
出席委員	岩見会長、重岡副会長、濵田委員、原田(良)委員、多田委員、山根委員、上田委員、坂口委員、井上委員、糸井委員、上野委員、原田(琴)委員、木山委員、田中委員、川上委員
欠席委員	澤田委員、齊藤委員、西村委員、嶋田委員、大久保委員
事務局職員	介護保険課：許斐課長、寺敷課長補佐、佐藤係長、仲村係長、赤坂 高齢者支援課：村上課長
会議概要	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】 (3) 指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 (5) 認知症対応型共同生活介護事業所整備計画の変更について <p>3 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 (2) 指定居宅介護支援事業所の指定について【休止】 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 (5) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】 (6) 住宅型有料老人ホーム舞鶴の虐待対応について <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 今後のスケジュールについて <p>5 閉会</p>

会議録

会議資料	<p>●資料1 (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】 (3) 指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】</p> <p>●資料2 認知症対応型共同生活介護事業所整備計画の変更について</p> <p>●資料3 (1) 指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 (2) 指定居宅介護支援事業所の指定について【休止】 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 (5) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】</p>
公開・非公開の別	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者1人)</p>
会議内容	<p>① 議題1：指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 指定更新申請書に基づく「地域密着型通所介護」の1事業所、「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護」の1事業所、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の1事業所について説明し、承認。 (別紙資料1)</p> <p>② 議題2：指定地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】 廃止届出書に基づく「地域密着型通所介護」の1事業所、「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護」の1事業所について説明し、承認。 (別紙資料1)</p> <p>③ 議題3：指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 指定更新申請書に基づく「居宅介護支援」の1事業所について説明し、承認。 (別紙資料1)</p> <p>④ 議題4：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 指定更新申請書に基づく「第一号通所事業所（通所サービス現行相当・通所型サービスA）」の1事業所について説明し、承認。 (別紙資料1)</p>

会議録

- | |
|--|
| <p>⑤ 議題5：認知症対応型共同生活介護事業所整備計画の変更について
認知症対応型共同生活介護事業所整備計画の変更について説明し、承認。
(別紙資料2)</p> <p>⑥ 報告事項1：指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】
指定更新申請書に基づく「居宅介護支援」の1事業所について更新を報告。
(別紙資料3)</p> <p>⑦ 報告事項2：指定居宅介護支援事業所の指定について【休止】
休止届出書に基づく「居宅介護支援」の1事業所について休止を報告。
(別紙資料3)</p> <p>⑧ 報告事項3：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】
指定申請書に基づく「第一号通所事業所（通所型現行相当）」の1事業所について新規を報告。
(別紙資料3)</p> <p>⑨ 報告事項4：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】
指定更新申請書に基づく「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・訪問型サービスA1・A2）」の1事業所について更新を報告。
(別紙資料3)</p> <p>⑩ 報告事項5：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】
廃止届出書に基づく「第一号通所事業所（通所型現行相当・サービスA）」の1事業所について廃止を報告。
(別紙資料3)</p> <p>⑪ 報告事項6：住宅型有料老人ホーム舞鶴の虐待対応について
住宅型有料老人ホーム舞鶴の虐待対応について報告。</p> <p>A委員：介護職員確保事業に関して、どの施設を対象にするのか、事業所全体的なものなのか予定があったら教えていただきたい。
事務局：介護職員の確保事業ということで考えているのが、例えば、初任者研修の補助とか、ゆくゆくは例えば外国人の職員の受け入れの補助とか、予算が伴うので、予算当局の方に交渉を引き続き行っていく。
今、市が行っているもので言えば、サービスAの研修は県の事業で、これに手を挙げて、隔年開催ではあるが実際に飯塚市で開催している。</p> |
|--|

会議録

B委員：1点目は、20名の入所者のうち、14名が出られて、残り5名も別の施設に移動するとあるので、あと1名の現状を教えていただきたい。

2点目は、市の方で日頃の運営指導や集団指導がどういうふうに行われているのかと、高齢者の虐待防止の講演会などは市で行われると思うが、それに対して介護施設の方は参加を必ずされているのかを教えていただきたい。

3点目は、この施設が改善命令となっているということは最終的に施設として運営されていくということなのか。

事務局：1点目。1名は原因が虐待ではなく、途中で老衰で亡くなられており、最終的には5名の方の移動となる。

2点目。運営指導は、事業所の指定期間約6年間の内、指定を受けた最初の1年目と、3年目と、更新時期の最後の1年くらいに運営指導を行っている。運営指導は、施設の職員の基準で満たしているか、適正に施設運営がきちんとなされているか、施設の経理的なもの、国保連の請求がきちんとなされているか等確認している。虐待対応についても各施設で指針を作成する必要があることから、その指針がきちんと整備されているか、その指針に基づいて施設できちんと研修がされているか等確認している。

虐待防止の講演会については、市内の全施設に通知し、参加をお願いし、全施設の方が参加している。

3点目。県の方の処分としては改善命令となっている。改善命令というのは、改善計画を提出し、事業としては継続できるというところになる。その状況を今後県が確認をして、それでもなおかつ何か改善が見られないとかいうことであれば、廃止も含めて県で検討されることになる。

B委員：飯塚市内の施設の方に、飯塚市内で事案があったことを認識して、こういうことが起こらないように、市なりに施設の方に思っていただく、そういう取り組みはあるか。

事務局：全ての事業所に文書を通知したということはないが、9月に集団指導を行った中で、こういうケースが起きたということで概要を説明している。

C委員：虐待の種類は、どれかに優劣がつけられるというものではない。いずれも極めて著しい人権侵害だと思う。舞鶴の件として固有のものとして捉えてしまってはいけないと思う。住宅型有料老人ホームは、比較的大きな組織とは違って、数名がこぢんまりとやっているような感じも見受けられるため、特にそういった不適切な金銭管理の実態があるとすれば、せめて住宅型有料老人ホームにおいて、利用者の金銭管理に対する職員の資質向上のための取り組みを、実態調査などをしながら進めていく必要があるので、意見

会 議 錄

	<p>として申し上げておく。</p> <p>事務局：住宅型の有料老人ホームについては、介護保険施設ではなく、県への届け出制になっている。この住宅型については、介護保険施設に比べて規制が若干緩やかで、国の方の社会保障の審議会、介護保険の部会でも、住宅型有料老人ホームについての規制をどうするかというところはずっと審議がなされている。市としては、なかなか介護保険課という市の権限では直接入れない部分というのがどうしてもある。ただ、虐待の講演、研修ということで、広くいろんな施設に声掛けをして来ていただくということはできるので、そういう機会を捉えて、指導ということでやっていきたいと考えている。</p> <p>D委員：地域密着型の施設、そういったサービス事業所に関しては、何かことが起きたときは、市の方に直接ご連絡すると市が動くと思うが、県の許認可の場合は、なかなか市単独としては、動けてないような気がする。</p> <p>今後、こういう情報があった場合、県が許認可をするサービス事業者に関しても、市が主体的に動いてくれる可能性はあるのか。</p> <p>事務局：虐待に関しては、市が窓口になっているので、いろいろな相談や、そういうことを発見したというときには、市まで知らせていただければ、当然県とも連絡して、動いていきたいと考えている。</p> <p>E委員：市は今後、介護職員確保事業に取り組む予定となっていて内容についてもお聞きしたが、予算を伴うということで、この予算は実際には介護保険に関しては、介護給付費等準備基金というのが年々ずっと積み上がっているものがあると聞いている。こういう事業に取り組むに当たっての会計についてはこの基金の方から予算化されるのか。</p> <p>事務局：こちらの基金については、介護保険の給付にしか使うことができないので、こういった別事業については、対象外になっている。</p> <p>E委員：例えば介護保険料をもし値下げとかいう場合は、こういうところから使うことができるのか。</p> <p>事務局：介護保険料の算定の際に、今回で言えば10期の計画のときに、この基金の積み上がり分は当然考慮して算定をしていきたいと考えている。</p> <p>⑫ その他1：今後のスケジュールについて ・第4回協議会開催日 令和8年2月5日(木)午後2時から 飯塚市役所2階多目的ホール</p>
--	--